

総社市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市条例第 6 号

総社市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

総社市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 6 年総社市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（給与に関する特例） 第 7 条 略 2 及び 3 略 <u>4</u> 第 2 項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額 の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。 （給与条例の適用除外等） 第 8 条 総社市職員給与条例（平成 1 7 年総社市条例第 4 1 号。以下この条 において「給与条例」という。）第 3 条、第 5 条、第 6 条、第 1 1 条、第 1 2 条、第 1 4 条及び第 1 8 条から第 2 0 条までの規定は、特定任期付職 員には適用しない。	（給与に関する特例） 第 7 条 略 2 及び 3 略 <u>4</u> 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認めら れる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を 特定任期付職員業績手当として支給することができる。 <u>5</u> 第 2 項の規定による号給の決定、第 3 項の規定による給料月額の決定及 び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行 わなければならない。 （給与条例の適用除外等） 第 8 条 総社市職員給与条例（平成 1 7 年総社市条例第 4 1 号。以下この条 において「給与条例」という。）第 3 条、第 5 条、第 6 条、第 1 1 条、第 1 2 条、第 1 4 条、第 1 8 条から第 2 0 条まで及び第 2 7 条の規定は、特 定任期付職員には適用しない。

改 正 後	改 正 前
2 特定任期付職員に対する給与条例第25条第1項、<u>第26条第2項及び第27条第2項</u>の規定の適用については、給与条例第25条第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「<u>前条第1項に規定する職にある職員及び総社市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和6年総社市条例第4号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u>」と、給与条例第26条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第27条第2項中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例<u>第2条</u>、第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、<u>給与条例第2条中「及び災害派遣手当」とあるのは「，災害派遣手当及び総社市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和6年総社市条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第26条第2項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の175</u>」</u>とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。